

一宮市立図書館有料広告掲載制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市有料広告要綱（平成20年12月22日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、一宮市立図書館有料広告制度（以下「有料広告制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 有料広告制度は、一宮市立図書館（以下「図書館」という。）で、図書等の資料を貸し出す際に発行する貸出資料のお知らせ（以下「レシート」という。）に民間企業等の広告を組み込み、新たな財源を確保し、市民サービスの向上、地域経済の活性化及び図書館資料の充実を図ることを目的とする。

(スポンサーの対象)

第3条 広告を表示する者（以下「スポンサー」という。）は、要綱第2条ただし書各号に該当しないものとする。

(広告内容の基準)

第4条 広告内容は、要綱第3条各号に該当しないものとする。

(広告の規格)

第5条 レシートに記載する広告については、以下のとおりとする。

掲載スペース（縦×横）：50mm×60mm

色数：1色（黒）

(スポンサーの募集)

第6条 スポンサーの募集は、市広報紙、市ウェブサイト及び図書館に掲載して行う。

(申込み及び決定)

第7条 有料広告掲載制度に申込みをしようとする者は、一宮市立図書館有料広告掲載申込書（様式第1）（以下「申込書」という。）を掲載の前月1日までに、広告図案を掲載の2週間前までに、一宮市立図書館長（以下「館長」という。）に提出するものとし、同一の期間について複数の申込みがあったときは、抽選とする。

2 館長は、前項の申込みがあったときは、要綱第5条第1項に規定する一宮市有料広告審査会に付して広告掲載の可否を決定し、一宮市立図書館有料広告掲載スポンサー決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

3 前項の規定により決定を受けたスポンサーが、広告の内容を変更する場合は、一宮市立図書館有料広告変更申込書（様式第3）（以下「変更申込書」という。）及び広告図案を掲載の2週間前までに、館長に提出するものとし、前2項の手続きを準用する。なお、広告の変更は1回まで可能とする。ただし、館長が認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は以下のとおりとする。

中央図書館	8,000円(月額)
尾西図書館	3,000円(月額)
玉堂記念木曾川図書館	3,000円(月額)
子ども文化広場図書館及び地域文化広場図書室	3,000円(月額)

(広告掲載料の支払期限)

第9条 スポンサーは、広告掲載の決定後、広告掲載料を館長が指定する期日までに一括前納するものとする。

(広告内容の確認等)

- 第10条 館長は、広告内容が申込書(変更申込書を含む。)の記載内容に相違ないこと、及びこの要領の規定に抵触していないことを確認するものとする。
- 2 館長は、前項の場合において、広告内容が申込書(変更申込書を含む。)の記載内容と相違し、又はこの要領の規定に抵触していると認めたときは、スポンサーに対して広告内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の責務)

- 第11条 スポンサーは、掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 スポンサーは、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを図書館に対し保障するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。
- 4 スポンサーは、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(広告掲載の取消し)

- 第12条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 広告掲載料の支払がなかったとき。
- (2) 第3条の規定に抵触するに至ったとき。
- (3) 第10条第2項の規定による変更をスポンサーが行わなかったとき。
- (4) 広告内容がこの要領の規定に抵触していると認めたときで、第10条第2項の規定によっても解消できないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が掲載を適当でないと認めたとき。
- 2 館長は、前項により広告掲載を取り消すときは、一宮市立図書館有料広告掲載スポンサー取消通知書(様式第4)により通知するものとする。

(広告の掲載期間)

第 13 条 広告の掲載期間は、毎月 1 日から月末までの一月間（図書館の閉館日を除く。）とする。

（雑則）

第 14 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。